



違反対象物の公表制度の創設

東京消防庁予防部査察課

はじめに

東京消防庁管内における防火対象物の消防関係法令違反に係る情報をインターネット等で提供することで、防火対象物を利用しようとする都民自らが当該防火対象物の利用について判断できるようにするための公表制度が、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号。以下「条例」という。）の一部改正によって創設され、平成23年4月1日から運用が開始される。

本稿では、制度創設の背景及び概要について紹介する。

制度創設の背景

1 高円寺南雑居ビル火災における違反是正の状況
平成21年11月、東京都杉並区高円寺南雑居ビル火災において死者4名、負傷者12名が発生した。この複合用途防火対象物については、おおむね2年に1回立入検査（一部のテナントや避

難施設に限定した立入検査を含む。）を実施していたが、テナントが頻繁に変更されるなどして、毎回違反が指摘され、そのつど是正させているものの、結果的に違反が繰り返される状況であった。このことから消防が立入検査などでチェックをしない間は、違反の状態が継続しているという実態が明らかになった。

2 緊急一斉立入検査の結果

杉並区高円寺南雑居ビル火災を契機に緊急一斉立入検査を実施した小規模雑居ビル2,702棟の防火対象物のうち、違反があったものは2,529棟であり、違反率は93.6%と非常に高い値となっている。

また、緊急一斉立入検査を実施した防火対象物で、平成13年の新宿区歌舞伎町雑居ビル火災後の緊急特別査察の立入検査対象と重複している647棟のうち、572棟についてはどちらも違反があった（表1参照）。

繰り返しの 違反の実態		H13年緊急特別査察		合計
		違反有	違反無	
H21年 緊急一斉 立入検査	違反有	572棟	36棟	608棟
	違反無	39棟	0棟	39棟
合計		611棟	36棟	647棟

表1 繰り返しの違反の実態

このような防火対象物については、平成13年の緊急特別査察においていったんすべての違反が是正された防火対象物であり、今回の緊急一斉立入検査で違反指摘されたものは、再び違反が発生（繰り返し違反）したことになる。

3 小規模雑居ビル関係者の防火意識を向上させる方策の検討

(1) 検討委員会等の設置

1及び2の実態から、小規模雑居ビルは、違反率が高く、かつ繰り返し違反が発生する傾向にある。また、当該違反事項は、小規模雑居ビルの関係者の防火意識が低く、テナントを変更しても法令に定める届出等を実施していないことに起因して発生していることが明らかになった。このことから、都民の安全確保の徹底を図るため、小規模雑居ビル関係者の防火意識を向上させる方策を検討することを目的として、東京消防庁予防部内に検討委員会を設置し、その専門部会として、学識経験者、各業界団体（東京ビルディング協会、主婦連合会、東京都商店街振興組合連合会、東京都飲食業生活衛生同業組合など）等から構成される検討部会を設置し、検討を行った。

(2) 検討部会からの提言

有識者等による検討部会で検討を行った結果、主に以下のような提言を受けた。

- ①防火対象物の安全情報を提供することで、利用者が店舗等の選択に活用できることから、消防側は利用者の安全に関する情報は積極的に提供すべきである。
- ②防火に取り組む意識が低く、利用者の安全

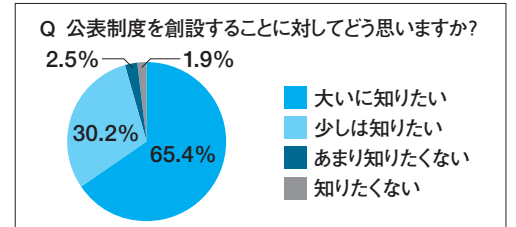


図1 モニタリング調査結果

について配慮していない等、繰り返し違反をしている建物や、違反を改修する意思が見られない建物は特に公表すべきである。
③公平性を担保する意味で、公表基準（ルール）について明確にすることが必要である。
(3)モニター調査の結果

飲食店等が入居する建物の火災予防上の安全に関する意識、消防法令違反状況等の情報に関すること及び消防行政への期待等についてのインターネットによるモニター調査（回答人数318名）を実施したところ、飲食店などが入居する防火対象物の消防法令違反について、その違反内容を「大いに知りたい」、「少しは知りたい」と回答した人は304人（95.6%）という結果が出た（図1参照）。

(4) 公表制度の創設

約32万棟の防火対象物を有し、特に小規模雑居ビル等のテナントの入れ替わりが激しい東京の特殊性を見れば、1及び2でみられるような違反による潜在的な危険から都民の安全を確保し、防火対象物関係者の自発的な防火対策への取り組みを促す仕組みが必要である。

そこで、(2)の提言及び(3)の調査結果を踏まえて、都民自らが防火対象物の安全情報入手し、利用を判断できるよう、消防が立入検査で把握した違反についての情報を提供するという「違反対象物の公表制度」を創設することになった。

制度の概要等

1 制度の根拠

公表制度について、本制度が消防の保有す

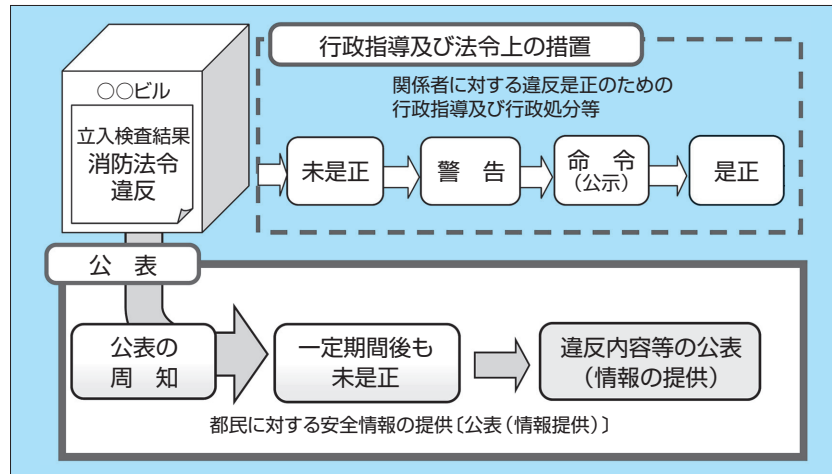


図2 公表制度のイメージ

る違反事実の情報提供にすぎないことから、必ずしも法令の根拠を要しないと考えられる。しかし、その公表が防火対象物の関係者の名誉及び信用等を棄損する可能性を否定できないことから、その根拠を明確にするため、条例第64条の3並びに火災予防条例施行規則（昭和37年東京都規則第100号。以下「規則」という。）第25条の3及び第25条の4を本制度の根拠として規定した（条文抜粋参照）。なお、本条例及び規則の施行日は、平成23年4月1日である。

2 制度の概要

(1) 条例の概要

都民が防火対象物を利用する際の判断に資するため、消防総監が防火対象物における違反を公表できると規定されている。

(2) 公表の対象となる違反

立入検査によって認められた防火対象物における次の①又は②の違反について、当該違反内容を関係者に通知してから一定期間（①においては14日、②においては2カ月）経過後においても同一の違反が認められる場合に公表する（図2、図3参照）。

なお、①、②の根拠となる立入検査については、条例及び規則施行後に実施したものが対象となる。

- ①屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置（一部未設置を除く。）による設置義務違反
- ②防火管理者の選任義務がある防火対象物のうち、消防法施行令別表第一(2)項、(3)項または(16)項イにおける、同一の関係者による防火管理もしくは消防用設備の維持管理等の繰り返し違反

(3) 公表の方法〔規則第25条の4第1項〕

公表の方法は、東京消防庁ホームページへの掲載並びに東京消防庁本部及び管轄消防署所等での閲覧となる。ホームページへの掲載については、アクセスのしやすさ、検索性、継続性及び可用性の点から見て有力な情報伝達手段であり、24時間全国どこからでも閲覧できるため、防火対象物の利用（予定）者にとって利便性があることから公表する媒体として採用した。また、高齢者などインターネットにアクセスすることの少ない防火対象物の利用（予定）者も考慮し、東京消防庁本部及び管轄消防署所での閲覧も設定した。

(4) 公表事項

公表事項は、①防火対象物の名称及び所在地、②違反の内容、③その他消防総監が必要と認める事項となる。

②の違反の内容については、違反指摘事

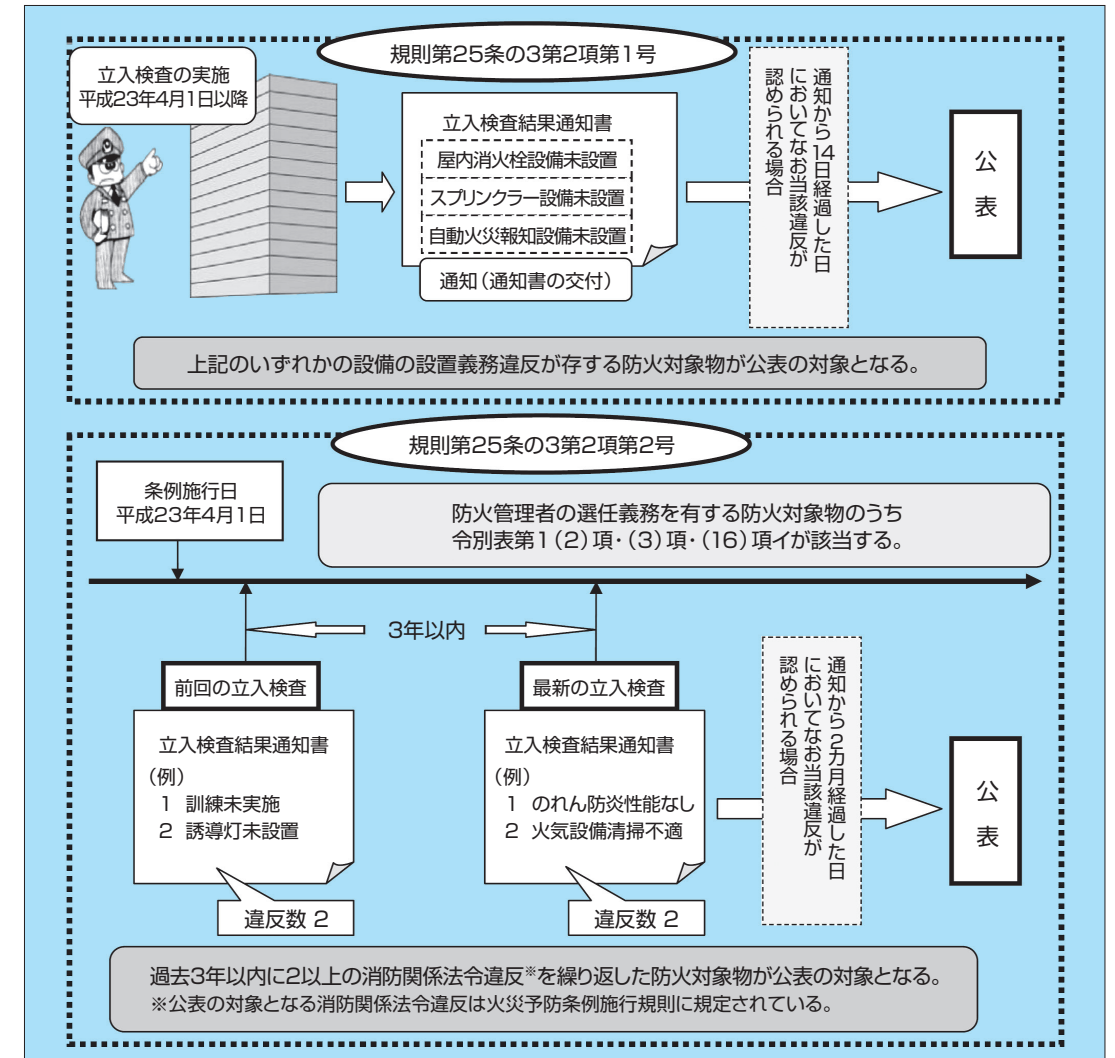


図3 公表の対象

項・違反指摘事項の詳細・違反条項・違反箇所（いわゆるテナントの名称も含まれる。）のことで、おおむね立入検査結果通知書の違反指摘事項と同一の内容である。

(5) 公表事項の削除

公表中の違反が是正された場合は、当該違反の是正を消防機関が確認した後、当該違反に係る内容を削除する。

3 行政指導（違反是正指導）等との関係について

本制度については、防火対象物における違反の情報について、利用者の安全確保の視点

から、一定の要件のもとで情報提供するというものである。そのため、消防法令の履行義務を確保する手段としての行政指導（警告等の違反是正指導）及び行政処分（命令等）とは明確に区別している。

おわりに

今後は、本制度の周知に努め、広く都民と事業所の防火意識を醸成するとともに、徹底した査察を実施し、都内の防火対象物の安全を確保していきたいと考えている。

（文責：機動査察係 加藤）

条例及び規則抜粋

火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)
(公表規定の部分のみ)

(防火対象物の設備、管理等の状況の公表)

第64条の3 消防総監は、防火対象物の設備、管理等の状況が法、令及びこの条例の規定に違反する場合は、都民が当該防火対象物を利用する際の判断に資するため、その旨を公表することができる。

2 消防総監は、前項の規定による公表をしようとする場合は、当該防火対象物の関係者にその旨を周知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表等の手続は、規則で定める。
※平成23年4月1日施行

火災予防条例施行規則(昭和37年東京都規則第100号)(公表規定の部分のみ)

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第25条の3 条例第64条の3第3項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、次項第1号の違反にあつては令別表第1に掲げるものとし、次項第2号

の違反にあつては法第8条第1項の防火対象物で令別表第1(2)項、(3)項及び(16)項イに掲げるものとする。

2 条例第64条の3第3項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、法第4条第1項に規定する立入検査によつて認められた前項の防火対象物に係る違反のうち次に掲げるものの内容とする。

一 法第17条第1項の政令で定める技術上の基準及び同条第2項の規定に基づき条例で定める技術上の基準に従つて設置すべき屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていない防火対象物に係る当該義務違反

二 次の表の上欄〔左欄〕に掲げる区分に応じて、それぞれ同表下欄〔右欄〕に定める方法により数えた防火対象物の管理等に関する義務違反が、一の関係者に係る一の防火対象物又はその部分に同時に2以上ある場合における当該義務違反（以下「複数管理義務違反」という。）。ただし、当該立入検査の実施日前3年以内に、同一の関係者が複数管理義務違反をしたことがある防火対象物又はその部分におけるものに限る。

区 分	方 法
法第8条第1項又は第2項の規定に違反する場合	一 次に掲げる義務ごとに、一の義務の不履行を一の義務違反とする。ただし、イの義務の不履行に伴う口の義務の不履行及びハの義務の不履行に伴うリの義務の不履行は数えないものとする。 イ 防火管理者の選任 ロ 防火管理者の選任又は解任の届出 ハ 消防計画（省令第3条第1項に基づき防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、同項第1号に掲げる事項について定めたものをいう。）の作成 二 消火、通報及び避難の訓練の実施 ホ 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備（法第17条第1項若しくは第2項又は第17条の3の3の規定に係るものを除く。） ヘ 火気の使用又は取扱いに関する監督 ト 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 チ 避難又は防火上必要な収容人員の管理 リ イからチまでに掲げるもののほか防火管理上必要な業務のうち、省令第3条第1項に規定する消防計画の届出（変更の届出を含む。） 二 一に掲げるもののほか防火管理上必要な業務に係る義務であつて省令第3条第1項各号に規定する消防計画に定めるべき事項に係るもののうち、次に掲げる義務ごとに、一の義務の不履行を一の義務違反とする。

	イ 自衛消防の組織の編成（法第8条の2の5第1項の規定に係るものを除く。） ロ 防火対象物についての火災予防上の自主検査の実施 ハ 防火管理上必要な教育の実施
法第8条の2第1項若しくは第2項、第8条の2の2第1項（法第8条の2の3第1項の認定を受けた場合を除く。）、第8条の2の4、第8条の2の5第1項若しくは第2項若しくは第8条の3第1項又は条例第23条第1項若しくは第2項、第48条若しくは第49条（条例第51条の2第1号の規定に該当する場合を除く。）、第50条（条例第51条の2第2号の規定に該当する場合を除く。）、第50条の2、第50条の2の2、第50条の3第1項、第2項、第6項若しくは第7項、第51条第1項から第5項まで（第4項の規定にあつては、条例第51条の2第3号の規定に該当する場合を除く。）、第52条、第54条第1号から第5号まで若しくは第55条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項の規定に違反する場合	上欄に掲げる一の条、項又は号の義務に係る違反を一の義務違反とする。ただし、法第8条の2第1項の規定に違反する関係者にあつては同条第2項の義務に係る違反は数えないものとし、法第8条の2の4の規定（避難上必要な施設に係る部分に限る。）に違反する関係者にあつては条例第54条第1号の義務に係る違反は数えないものとし、法第8条の2の4の規定（防火戸に係る部分に限る。）に違反する関係者にあつては条例第55条の2第1項第1号の義務に係る違反は数えないものとし、法第8条の2の5第1項の規定に違反する関係者にあつては同条第2項の義務に係る違反は数えないものとする。
条例第3条から第21条までに規定する火を使用する設備等の基準に違反する場合（条例第22条の2の規定に該当する場合を除く。）	火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備若しくは器具について、条例に規定する基準に適合していないものがある場合、設備又は器具の種類ごとに一の種類に係る義務違反を一の義務違反とする。
法第17条第1項（法第17条第3項の認定を受けた場合又は令第32条の規定に該当する場合を除く。）又は第2項の規定に基づき条例で定めた技術上の基準（法第17条第3項の認定を受けた場合、令第32条の規定に該当する場合又は条例第47条の規定に該当する場合を除く。）に違反する場合	設置すべき消防用設備等について、設置されていない、又は令若しくは条例に規定する技術上の基準に従つて設置され、若しくは維持されていないものがある場合、消防用設備等の種類ごとに一の種類に係る義務違反を一の義務違反とする（前号に該当するものを除く。）。
法第17条の3の3の規定に違反する場合	一の消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類ごとに一の種類に係る義務違反を一の義務違反とする。

(公表等の手続)

第25条の4 条例第64条の3第3項の規則で定める公表等の手続のうち公表の方法は、次に掲げるものとし、立入検査の結果を通知した日から、前条第2項第1号の違反にあつては14日、同項第2号の違反にあつては2箇月を経過した日においてなお同一の違反が認められる場合に公表するものとする。

一 東京消防庁ホームページへの掲載

二 東京消防庁本部並びに前条第2項各号に規定する違反が認められた防火対象物が存する区域を所轄する消防署並びに当該消防署に置かれた消防分署及び消防出張所での閲覧

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に

掲げるものとする。

一 前条第2項各号に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地

二 前条第2項各号に規定する違反の内容（当該違反が認められた位置（同項第2号の複数管理義務違反が認められた場合にあつては、店舗等（防火対象物の部分のうち、店舗、事務所その他これらに類する施設をいう。）の名称及び位置を含む。）を含む。）

三 その他消防総監が必要と認める事項

3 消防総監は、公表中の違反が是正されたことを確認した場合、当該違反に係る内容を削除するものとする。

※平成23年4月1日施行